

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 事業年度の考え方

新規の計画申請日を含む事業年度

※令和7年4月1日以降に開始するものに限る。

又は

新規の計画申請日を含む事業年度の翌事業年度

の給与を

新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度

より、1. 5%又は3%増加させる方針を表明する必要がある。

【例① 決算期が3月で、令和7年5月に新規の計画申請をした場合】



⇒ 令和7年度（R7.4.1～R8.3.31）又は令和8年度（R8.4.1～R9.3.31）と 令和6年度（R6.4.1～R7.3.31）を比較する。

【例② 決算期が9月で、令和7年5月に新規の計画申請をした場合】



⇒ 令和7年度（R7.10.1～R8.9.30）と 令和5年度（R5.10.1～R6.9.30）を比較する。

※令和6年度（R6.10.1～R7.9.30）は**新規の計画申請日**を含む、令和7年4月1日以前に開始する年度なので、比較対象になりません。